

《平成25年度 貸切バス事業者安全性評価認定制度》

書類審査終了により現地訪問審査を実施中

平成25年度の「貸切バス事業者安全性評価認定制度」は、331社からの申請がなされました。今年度の大きな特徴は、平成23年の初回認定事業者が更新申請をし、「安全の取り組みと向上」を図った証しである「二つ星のSAFETY BUS(セーフティバス)マーク」を取得することです。

申請受付は5月31日にて終了、その後、第一次・第二次の書類審査を経て、現在は申請事業者の現地訪問審査を実施しています。

【梶原理事長・船戸常務理事が訪問審査に随行】

8月19日に行われた訪問審査には、公益社団法人日本バス協会から、梶原理事長・船戸常務理事が審査員に随行し、対面点呼の執行状況やアルコールチェッカー機器の作動状況を確認すると共に、運行指示書や運行日報の記載状況、休憩・仮眠施設や車庫内の車両格納状況などを審査員と同様に行動をしました。

【対面点呼の執行状況に注視】

今年度の訪問審査は「対面点呼の執行」を重視し、点呼状況を把握することにしました。対面点呼は、点呼執行者と乗務員が共に顔を向かい合わせ、点呼執行者から指示伝達事項を受けます。指示は重点項目として週単位や当日の必要事項を点呼簿に記載し、厳格に点呼執行者から乗務員に伝達され復唱がされます。また、対面であることから乗務員の健康状況の把握ができることから、健康に起因する事故防止に結び付く点呼執行と言えます。

点呼状況を審査員と共に再現し、安全運行の要である運行管理の向上を図りたいと思っております。



※指示・伝達と復唱の点呼状況を再現視察する梶原理事長と船戸常務理事

【現地審査項目は全体で23項目】

審査項目は23項目ですが主な内容は下記の通りです。

- ①車庫として整備されているか。
- ②乗務員の休憩・仮眠施設の収容能力。
- ③乗員台帳の記録内容の確認。
- ④点呼の実施及びその記録。
- ⑤乗務記録(日報)の確認。
- ⑥運行記録紙の確認、運送引受書の確認。
- ⑦日常点検記録の確認。
- ⑧運輸安全マネジメントに関する社内周知。



※アルコールチェッカーを試行する船戸常務理事

【9月末の認定事業者公表に向けて取組みを推進】

平成25年度申請事業者の公表は、9月末頃を予定し取組みを進めています。初の「二つ星」取得事業者の誕生に合わせ、SAFETY BUSの周知にも力を注いでまいります。

以上